第二条中地方税法附則第五十七条の改正規定の次に次のように加える。

附則第五十六条の二第二項中「附則第五十六条の二第一項」を「附則第五十七条第一項」に改め、同条を附則第五十七条とする。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（地方財政法の一部改正）」を付し、同条のうち、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の三の改正規定を削り、同法第三十三条の五の六の改正規定中「平成二十九年度及び平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、「及び第三十三条の五の九」を削り、「という。）」の下に「第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条において「廃止前暫定措置法」という。）第三章及び第四章並びに平成二十八年地方税法等改正法」を加え、「（平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この条において同じ。）」及び「各年度の」を削り、同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定中「当分の間、各年度において」を「平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に限り」に、「平成二十八年地方税法等改正法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）」に改め、「及び法人事業税交付金の収入額及び」を削る。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二　地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の三中「及び地方税法」を「、地方税法」に改め、「交付金」の下に「及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（第三十三条の五の九において「法人事業税交付金」という。）」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第三十三条の五の六中「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改め、「第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条において「廃止前暫定措置法」という。）第三章及び第四章並びに平成二十八年地方税法等改正法」を削り、「廃止前暫定措置法第三章」を「廃止前暫定措置法（平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この条において同じ。）第三章」に改める。

第三十三条の五の九中「平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に限り」を「当分の間、各年度において」に改め、「道府県民税の法人税割の減収額」の下に「及び法人事業税交付金の交付額の合算額」を加え、「地方消費税交付金の増収額」を「法人事業税交付金の収入額及び地方消費税交付金の増収額の合算額」に改める。

附則第一条第二号中「第五条第九項及び第十項」を「第五条第九項及び第十項」に、「次号」を「第五号の四」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　第一条の二（第十五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五条第六項、第十三条の二及び第十九条の二の規定　平成二十九年四月一日

附則第一条第五号中「附則第五条第十項」を「附則第五条第七項」に改め、同号の次に次の四号を加える。

五の二　第二条中地方税法第七十二条の五十七の二第一項、第七十二条の五十七の三第一項、第三百二十一条の七の十二第一項及び第三百二十一条の七の十三第一項の改正規定　平成三十一年一月一日

五の三　第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十七条及び第三十七条の三第一項の規定　平成三十一年四月一日

五の四　第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条第一項から第三項まで、第三十二条第一項、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定　平成三十一年十月一日

五の五　第七条の二並びに附則第三十二条第二項から第五項まで、第三十五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条の改正規定に限る。）、第三十六条、第三十七条の二及び第三十八条の規定　平成三十二年四月一日

附則第一条第六号中「平成三十年七月一日」を「平成三十三年一月一日」に改め、同条第七号中「平成三十年八月一日」を「平成三十三年二月一日」に改め、同条第八号中「平成三十年九月一日」を「平成三十三年三月一日」に改め、同条第九号中「平成三十年十月一日」を「平成三十三年四月一日」に改め、同条第十号を次のように改める。

十　削除

附則第一条第十一号中「第五条第十五項及び第十六項」を「第五条第十二項及び第十三項」に改め、同条第十四号中「附則第五条第七項」を「附則第五条第十四項」に改め、同条第十五号中「第二条」を「第一条の二」に改める。

附則第四条第二項中「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号の四」に、「二十九年新法」を「三十一年新法」に改める。

附則第五条第二項中「。以下この条において同じ」を削り、同項第三号中「、第六項第三号及び第八項第三号」を削り、同条第四項第三号中「を合計した金額」を削り、同条第六項及び第七項を次のように改める。

6　第二項から前項までの規定は、新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に対する平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分調整後付加価値額
	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成二十九年度分基準法人事業税額
第三項	四分の三	二分の一
	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額
	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分調整後付加価値額
	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成二十九年度分基準法人事業税額
	額の三倍に相当する額	額
	四十億円で	二十億円で
	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額
第四項	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分調整後付加価値額
	施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで